

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十九号

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例

(設置)

第一条 がんの治療水準の向上を図るため、がん患者に対して放射線による治療（以下「放射線治療」という。）を提供する施設として、広島県立広島がん高精度放射線治療センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第二条 センターの位置は、広島市東区二葉の里三丁目とする。

(業務)

第三条 センターは、次の業務を行う。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所として、放射線治療を行うこと。
- 二 放射線治療に携わる人材の育成を行うこと。
- 三 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第四条 センターの管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 前条各号に掲げる業務を行うこと。
- 二 センターの施設及び設備の維持及び修繕に関すること。
- 三 センターの使用料の徴収に関すること。
- 四 センターの事務に係る手数料の徴収に関すること。
- 五 その他知事が別に定める業務を行うこと。

(開館時間)

第五条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時四十五分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第六条 センターの休館日は、次のとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休館日以外の日においてセンターの全部若しくは一部を臨時に休館し、又は同項の休館日においてセンターの全部若しくは一部を臨時に開館することができる。

（利用の許可）

第七条 別表第一に掲げる施設を利用しようとする者は、規則及び指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な限度において条件を付することができる。

（利用の許可の制限）

第八条 指定管理者は、別表第一に掲げる施設の利用の目的又は方法が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

一 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当でないと認められるとき。

二 施設、設備若しくは備品等を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

三 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

四 センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

（使用料等の納付等）

第九条 センターを利用する者は、別表第一及び別表第二に定める使用料又は別表第三に定める手数料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第一第六号に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）に該当しないものに係る診療料については、別表第二の規定にかかわらず、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ（以下「療養費用算定方法」という。）により算定した額に百分の百八を乗じて得た額とする。

2 使用料等は、使用の都度納めなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、

これらを後納又は分納することができる。

（使用料の減免）

第十条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

一 社会福祉事業を推進する団体が当該団体の設立の目的のために利用するとき（別表第一に掲げる施設のうち駐車場以外の施設（以下「大会議室等」という。）を利用する場合に限る。）。

二 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の園長（特別支援学校の幼稚部にあつては、校長）又は小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。）の校長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒が利用するとき（大会議室等を利用する場合に限る。）。

三 国、地方公共団体又はがんの治療に関わる個人若しくは団体が、がんの治療水準の向上を図ることを目的とした会議又は研修のために利用するとき（大会議室等を利用する場合に限る。）。

四 その他知事が別に定める場合

（手数料の減免）

第十一条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

（利用の許可の取消し等）

第十二条 指定管理者は、第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用の許可を受けた者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。

一 許可された利用目的以外にセンターの施設を利用したとき。

二 第八条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

四 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は第七条第二項の規定により付された条件に違反したとき。

五 許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させたとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限したことによつて、利用の許可を受けた者に損失が生じることがあつても、県又は指定管理者は、これに対して補償する義務を負わない。

（遵守事項）

第十三条 センターにおいては、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 施設、設備若しくは備品等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をしないこと。
- 三 指定管理者の指示に従うこと。
- 四 その他知事が定める事項

(禁止事項)

第十四条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 寄附の募集
- 二 爆発物その他危険物の持込み
- 三 行商その他これに類する行為
- 四 宣伝その他これに類する行為
- 五 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

(入館の制限)

第十五条 指定管理者は、前二条の規定に違反するおそれのある者若しくはこれらの規定に違反した者又は他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある物を携帯する者に対して、センターへの入館を拒否し、又はセンターから退去することを命じることができる。

(原状回復義務)

第十六条 センターの施設を利用する者は、施設の利用を終了したとき（利用の許可を受けた者が第十二条第一項の規定により利用の許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに利用した施設を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第十七条 施設、設備、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第一（第七条―第十条関係）

施設	使用料		
	午前	午後	一日
大会議室	五、一三〇円	八、一二〇円	一三、二五〇円
小会議室	一、八三〇円	二、九〇〇円	四、七三〇円
第一研修室	一、〇九〇円	一、七二〇円	二、八一〇円
第二研修室	一、一八〇円	一、八七〇円	三、〇五〇円
駐車場	知事が定める額		

備考 この表において、午前とは、開館時から十二時までをいい、午後とは、十三時から閉館時までをいい、一日とは、開館時から閉館時までをいう。

別表第二（第九条関係）

種別	金額	
	後期高齢者	その他の者
一 診療料	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下この項において「療養費用算定基準」という。）に定めるところにより算定した額。ただし、同法第六十四条第二項第四号の規定により厚生労働大臣が定める療養に係る診療で療養費用算定基準に規定する回数を超えて受けた診療として厚生労働大臣が定める診療に係るものについては、当該額に一〇〇分の一〇八を乗じて得た額	療養費用算定方法に定めるところにより算定した額。ただし、健康保険法第六十三条第二項第四号の規定により厚生労働大臣が定める療養に係る診療で療養費用算定方法に規定する回数を超えて受けた診療として厚生労働大臣が定める診療に係るものについては、当該額に一〇〇分の一〇八を乗じて得た額
二 器具その他物品の使用料	実費を基準として知事が定める額	

備考

1 この表において「後期高齢者」とは、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付を受けることができる者をいう。

2 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十三条第一項の規定により療養の給付を受ける場合における診療料の額は、表の規定にかかわらず、一点の単価を十一円五十銭とし、これに療養費用算定方法に定める点数を乗じて得た額とする。

別表第三（第九条関係）

種 別	金 額
一 文書料 特別診断書 普通診断書又は証明書	一通四、〇一〇円以内で知事が定める額 一通一、六四〇円以内で知事が定める額
二 診察券再交付手数料	一〇〇円
三 医師面談料	三〇分までごとに五、〇七〇円